

事故 管理No.	事故発生日	曜日	発生時間	事故区分	地区名	営業所名	氏 名	職種	年齢	勤続	損害程度(品目・負傷状況) (損害額)	休業見込 (実休業)	荷主・相手方		事 故 内 容
													名称	本・支店、工場	

1	J8100087	2025/6/11	水	14:00	労災	関東	栃木二宮 物流 センター	派遣会社作業員	作業	53	0年7ヶ月	右母指骨折	28日	-		派遣会社社員が、栃木二宮物流センター内のコンパネ等で整地された作業場で木パレットに積載された板材を取り出し梱包作業を行っていたが、板材を取ろうと移動した時に段差につまずいてバランスを崩した際、右手親指が木パレット端部にぶつかり骨折した。
	確認日	2025/6/30	月	確認者 (安全)		発生要因	■ 床に段差がありコンパネを敷いて対応していた。 ■ 作業スペースが狭い状況だった。 ■ 作業場に段差があることがヒヤリハット報告書で把握できておらず、危険個所の洗い出しもできていなかった。					再発防止対策	■ レイアウトを変更し作業動線上も段差のないところへ改善しコンパネも撤去した。 ■ 段差スペースは出入り頻度の少ない製品置き場とした。 ■ 作業者の身体や体調の変化、作業場の異常有無を朝礼やタレなどで確認し早期対応ができるように周知徹底を再確認した。			

2	J8100090	2025/3/17	月	09:30	貨物	関西	京都物流 センター	派遣会社作業員	作業	56	1年5ヶ月	VPユニット 1,800,000円	-	-		派遣会社社員が、積込バースにて架台に載ったユニットをリフトの爪に乗せ走行中、重心の偏った不安定な荷物であったにも関わらず、固定を行わずにそのまま運搬を行ったためユニットを倒して破損させた。
	確認日	2025/6/30	月	確認者 (安全)		発生要因	■ キャスターを押しての荷扱いかフォークリフトによる荷扱いかの判断基準がなく作業者まかせとなっており、また、作業者は荷扱い時の危険予知(転倒するかもしれない)に対する感受性が乏しく甘かった。 ■ 商品に正対した荷扱いを行うにはフォークリフト爪幅16cm程度と非常に狭い状態となり、重心も明確な位置がわからないまま地切したが「大丈夫だろう」との認識のまま荷扱いを行ってしまった。					再発防止対策	■ 荷主にて商品荷扱い作業手順を見直し、商品毎の特性や重量、重心情報を共有し、キャスターを押す及びフォークリフトによる荷扱い手順を明確にし再教育を受講し危険予知教育の習熟を図る。 ■ (応急処置)爪幅を広く(91cm)して商品パレットを斜め差しし、地切時に重心及び荷の安定を確認してから荷扱いを行う。			

3	J8100105	2025/6/5	木	08:00	作業(対物)	関西	奈良	自社作業員	作業	34	11年1ヶ月	運転席側あおり凹み・傷 1,039,690円	-	-		DH奈良工場 第4工場北側駐車場(調達空パレット置場)において、作業員が10tウイング車の荷台最後尾に横積みされていた鉄パレットを助手席側のウイングを開けて荷卸しようとした際、爪の差し込み位置が高すぎたため鉄パレットの棧を突いてしまい、そのまま運転席側のあおりへパレットを押し込み破損させた。
	確認日	2025/7/1	火	確認者 (安全)		発生要因	■ パレットにフォークリフト爪を挿し込む前の一旦停止及び爪の挿し込み可否の目視確認を怠った(基本動作励行の未実施)。 ■ 過去にもフォークリフトによるクレームや事故が繰返し発生しているにも関わらず、事故再防止対策がいつまでに、何を、どのようにするか組織立てて行われていない。 ■ フォークリフト爪の左右高さのずれ(数センチ)があるにもかかわらず荷扱い作業を継続した(整備不良)。					再発防止対策	■ フォークリフトの一人作業を禁止とし乗務員と声掛けしながら爪の挿し込み位置、積荷への影響がないことを共同で確認する。もし、乗務員が離れた場合は作業を中止する(ワンポイントレッスンによる周知教育を実施)。 ■ 安全パトロールにおいて乗務員とフォークリフト作業者双方声掛けしながらの作業ができていない場合、即時乗車を禁止する。フォークリフト運転資格認定教育を受講させ、力量評価「A」、テスト「90点」をクリアするまでは乗車を許可しない。 ■ 管理者による安全パトロールにおいて乗務員とフォークリフト作業が声掛けしながら爪の挿し込み位置や積荷の状態確認ができていることを確認する。 ■ フォークリフト爪の左右高さのずれを是正しフラットとなるようにする。			